

令和 2 年

上尾市議会 1 2 月定例会議案

情報提供用

個人情報が掲載されている議案については、当該個人情報に係る部分を省略し、又は加工しているため、内容の一部、ページ番号又は目次が議案書の原本と異なっている場合があります。

議 案 名

議案第 98号	令和2年度上尾市一般会計補正予算（第9号）……………	別冊
議案第 99号	令和2年度上尾市国民健康保険特別会計補正予算 （第2号）……………	別冊
議案第100号	令和2年度上尾市介護保険特別会計補正予算（第 3号）……………	別冊
議案第101号	令和2年度上尾市後期高齢者医療特別会計補正予 算（第1号）……………	別冊
議案第102号	令和2年度上尾市水道事業会計補正予算（第2号 ）……………	別冊
議案第103号	令和2年度上尾市公共下水道事業会計補正予算（ 第1号）……………	別冊
議案第104号	上尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 の制定について……………	1
議案第105号	上尾市介護保険条例及び上尾市後期高齢者医療に 関する条例の一部を改正する条例の制定について……	4
議案第106号	上尾市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営 に関する基準等を定める条例の一部を改正する条 例の制定について……………	6
議案第107号	上尾市火災予防条例の一部を改正する条例の制定 について……………	8
議案第108号	上尾市コミュニティセンター条例の一部を改正す る条例の制定について……………	11
議案第109号	上尾市消費生活センターの組織及び運営等に関す る条例の一部を改正する条例の制定について……………	13
議案第110号	上尾・伊奈ごみ処理広域化検討会議設置条例の制 定について……………	14
議案第111号	上尾・伊奈ごみ処理広域化検討会議共同設置規約 に関する協議について……………	16
議案第112号	財産の取得について……………	20
議案第113号	財産の取得について……………	21
議案第114号	公の施設の指定管理者の指定について……………	22

議案第 1 1 5 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	2 3
議案第 1 1 6 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	2 4
議案第 1 1 7 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	2 5
議案第 1 1 8 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	2 6
議案第 1 1 9 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	2 7
議案第 1 2 0 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	2 8
議案第 1 2 1 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	2 9
議案第 1 2 2 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	3 0
議案第 1 2 3 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	3 1
諮問第 3 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を 求めることについて……………	3 7
諮問第 4 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を 求めることについて……………	3 8
諮問第 5 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を 求めることについて……………	3 9

議案第104号

上尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
上尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年12月1日提出

上尾市長 畠山 稔

上尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上尾市国民健康保険税条例（昭和30年上尾市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「61万円」を「63万円」に改め、同条第4項ただし書中「16万円」を「17万円」に改める。

第19条中「61万円」を「63万円」に、「16万円」を「17万円」に改め、同条第1号中「33万円」を「43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した額）」に改め、同条第2号中「33万円」を「43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から

1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額)」に改め、「(国民健康保険法第 6 条第 8 号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)」を削り、同条第 3 号中「33 万円」を「43 万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあっては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額)」に改める。

第 19 条の 2 中「総所得金額」とあるのは「総所得金額」を「総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「総所得金額」に改め、「第 3 号において同じ。)」の次に「及び山林所得金額」を加える。

附則第 2 項中「前年中に所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)」を「前年中に所得税法」に改め、「同条中「法第 703 条の 5 に規定する総所得金額」の次に「及び山林所得金額」を加え、「法」を「法」に、「とする。)」を「とする。)」及び山林所得金額」と、「110 万円」とあるのは「125 万円」に改める。

附則第 4 項及び第 5 項中「第 35 条の 2 第 1 項」の次に「第 35 条の 3 第 1 項」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 2 項ただし書及び第 4 項ただし書の改正規定並びに第 19 条の改正規定(「61 万円」を「63 万円」に、「16 万円」を「17 万円」に改める部分に限る。)は、同年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の上尾市国民健康保険税条例の規定は、令和 3 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 2 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法施行令に規定されている賦課限度額を踏まえ、本市における国民健康保険税の賦課限度額を引き上げるほか、国民健康保険税の減額に係る所要の規定の整備等を行いたいので、この案を提出する。

議案第 105 号

上尾市介護保険条例及び上尾市後期高齢者医療に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

上尾市介護保険条例及び上尾市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正
する条例を次のように定める。

令和 2 年 12 月 1 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市介護保険条例及び上尾市後期高齢者医療に関する条例の一部を
改正する条例

(上尾市介護保険条例の一部改正)

第 1 条 上尾市介護保険条例（平成 12 年上尾市条例第 41 号）の一部を次
のように改正する。

附則第 6 条中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割
合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定す
る平均貸付割合をいう。））」に改め、「（以下この条において「特例基準
割合適用年」という。））」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その
年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条に
次の 1 項を加える。

2 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同
項に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年 0.1
パーセント未満の割合であるときは年 0.1 パーセントの割合とする。

(上尾市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第 2 条 上尾市後期高齢者医療に関する条例（平成 19 年上尾市条例第 46
号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（延滞金の割合
の特例）」を付し、同項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金
特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を
「に規定する平均貸付割合をいう。））」に、「この項において同じ」を
「同じ」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」とい
う。））」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基
準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、附則に次の 1 項を加える。

- 3 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年0.1パーセント未満の割合であるときは年0.1パーセントの割合とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。
（上尾市介護保険条例の一部改正に伴う経過措置）
- 2 第1条の規定による改正後の上尾市介護保険条例附則第6条の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。
（上尾市後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
- 3 第2条の規定による改正後の上尾市後期高齢者医療に関する条例附則第2項及び第3項の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法の一部改正に準じて、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の延滞金の特例に関する規定の整備を行いたいので、この案を提出する。

議案第 106 号

上尾市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 1 2 月 1 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

上尾市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成 30 年上尾市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「主任介護支援専門員」の次に「（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を前項に規定する管理者とすることができる。

附則第 2 項中「平成 33 年 3 月 31 日」を「令和 9 年 3 月 31 日」に改め、附則に次の 1 項を加える。

3 令和 3 年 4 月 1 日以後における前項の規定の適用については、同項中「、第 6 条第 2 項」とあるのは「令和 3 年 3 月 31 日までに法第 46 条第 1 項の指定を受けている事業所（同日において当該事業所における第 6 条第 1 項に規定する管理者（以下この項において「管理者」という。）が、介護保険法施行規則第 140 条の 66 第 1 号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でないものに限る。）については、第 6 条第 2 項」と、「介護支援専門員（介護保険法施行規則第 140 条の 66 第 1 号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。）を第 6 条第 1 項に規定する」とあるのは「引き続き、同日における管理者である介護支援専門員を」とする。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項の改正規定及び附則に 1 項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

提案理由

厚生労働省令の改正に伴い、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を当該厚生労働省令で定める基準と同様のものに改めたいので、この案を提出する。

議案第 107 号

上尾市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
上尾市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 12 月 1 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市火災予防条例の一部を改正する条例

上尾市火災予防条例（昭和 37 年上尾市条例第 6 号）の一部を次のように
改正する。

第 8 条の 3 第 1 項中「第 44 条第 10 号」を「第 44 条第 11 号」に改め
る。

第 11 条の 2 第 1 項中「変圧して、」の次に「電気自動車等（」を、「原
動機付自転車をいう」の次に「。第 12 号において同じ。）をいう」を加え、
「50 キロワット」を「200 キロワット」に改め、同項中第 14 号を第 1
8 号とし、第 13 号を第 17 号とし、同項第 12 号イ後段を削り、同号に次
のように加える。

ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検
知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検
知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

第 11 条の 2 第 1 項中第 12 号を第 16 号とし、第 11 号を第 12 号とし、
同号の次に次の 3 号を加える。

(13) コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分を
いう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を
防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有する
ものにあつては、この限りでない。

(14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液
体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構
造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流
量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温
度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措
置を講ずること。

(15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

第11条の2第1項中第10号を第11号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、同項第6号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第44条第9号中「50キロワット」を「50キロワット」に改め、同条第14号中「充てんする」を「充填する」に改め、同号を同条第15号とし、同条中第13号を第14号とし、第10号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の上尾市火災予防条例第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

提案理由

総務省令の改正に伴い、急速充電設備について火災予防上必要な措置の見直しが行われたことから、所要の改正を行いたので、この案を提出する。

議案第108号

上尾市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年12月1日提出

上尾市長 畠山 稔

上尾市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

上尾市コミュニティセンター条例（昭和58年上尾市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表中「

第二集会室	1, 100	1, 500	1, 500	4, 100
-------	--------	--------	--------	--------

」を

「

第二集会室	600	800	800	2, 200
第三集会室	500	700	700	1, 900

」に、

第三
第四

「

集会室
集会室

」を「

第四集会室
第五集会室

」に、

第一楽屋	200	350	
第二楽屋	200	200	
音楽室	1, 200	1, 600	1
視聴覚室	1, 700	2, 300	2

「

350	900
200	600
, 600	4, 400
, 300	6, 300

」を

第一楽屋	200	200	200
第二楽屋	200	250	250
音楽室	1, 400	1, 900	1, 900
多目的室1	1, 100	1, 500	1, 500
多目的室2	1, 200	1, 600	1, 600

600
700
5, 200
4, 100
4, 400

に改め、同表和室1の項を削り、同表和室2の項中「和室2」

を「和室」に、「200」を「250」に、「300」を「350」に、「800」を「950」に改め、同表中和室3の項を削り、アトリエの項の次に次のように加える。

ギャラリー	1, 300	1, 800	1, 800	4, 900
-------	--------	--------	--------	--------

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の上尾市コミュニティセンター条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の上尾市コミュニティセンターの施設の利用に係る利用料金の額について適用し、同日前の上尾市コミュニティセンターの施設の利用に係る利用料金の額については、なお従前の例による。

提案理由

上尾市コミュニティセンターの大規模改造工事に伴い、利用に供する施設を見直し、利用料金の額を改定したいので、この案を提出する。

議案第 109 号

上尾市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 1 2 月 1 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の一部を改正する条例

上尾市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例（平成 28 年上尾市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「上尾市柏座四丁目 2 番 3 号」を「上尾市上町二丁目 1 4 番 1 9 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

上尾市コミュニティセンターの大規模改造工事に伴う利用に供する施設の見直しに伴い、上尾市消費生活センターの位置を変更したいので、この案を提出する。

議案第 1 1 0 号

上尾・伊奈ごみ処理広域化検討会議設置条例の制定について
上尾・伊奈ごみ処理広域化検討会議設置条例を次のように定める。

令和 2 年 1 2 月 1 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾・伊奈ごみ処理広域化検討会議設置条例
(設置)

第 1 条 上尾市及び伊奈町（以下「関係市町」という。）が共同で進める広域ごみ処理施設（次条第 3 号において「新施設」という。）の建設に資するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 7 第 1 項の規定により、関係市町が共同設置する同法第 1 3 8 条の 4 第 3 項に規定する市長の附属機関として、上尾・伊奈ごみ処理広域化検討会議（以下「検討会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 検討会議は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) ごみ処理広域化に係る関係市町のごみの分別に関すること。
- (2) ごみ処理広域化に係る関係市町のごみの収集に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、新施設のごみ処理に関し関係市町の長が必要と認めること。

(委員の報酬等)

第 3 条 検討会議の委員の報酬の額は、日額 7, 0 0 0 円を超えない範囲内において、関係市町の長が協議して定める。

2 検討会議の委員の費用弁償の額は、1 日につき 1, 0 0 0 円を超えない範囲内において、関係市町の長が協議して定める。

(補則)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、関係市町の長が協議して定める。

附 則

この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

提案理由

上尾市及び伊奈町が共同で進める広域ごみ処理施設の建設に資するため、地方自治法第138条の4第3項の規定により、附属機関として上尾・伊奈ごみ処理広域化検討会議を設置したいので、この案を提出する。

議案第 1 1 1 号

上尾・伊奈ごみ処理広域化検討会議共同設置規約に関する協議について

上尾市と伊奈町が共同して上尾・伊奈ごみ処理広域化検討会議を設置することに関し、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 7 第 1 項の規定により協議により別紙規約を定めることについて、同条第 3 項において準用する同法第 2 5 2 条の 2 の 2 第 3 項本文の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 1 2 月 1 日提出

上尾市長 畠 山 稔

提案理由

上尾市と伊奈町が共同して上尾・伊奈ごみ処理広域化検討会議を設置することに関し、地方自治法第 2 5 2 条の 7 第 1 項の規定により協議により別紙規約を定めたいので、同条第 3 項において準用する同法第 2 5 2 条の 2 の 2 第 3 項本文の規定により、この案を提出する。

別紙

上尾・伊奈ごみ処理広域化検討会議共同設置規約

(共同設置)

第1条 上尾市及び伊奈町（以下「関係市町」という。）は、関係市町が共同で進める広域ごみ処理施設（第4条において「新施設」という。）の建設に資するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第1項の規定により、共同して会議を設置する。

(名称)

第2条 前条に規定する会議は、上尾・伊奈ごみ処理広域化検討会議（以下「検討会議」という。）という。

(執務場所)

第3条 検討会議の執務場所は、埼玉県北足立郡伊奈町中央四丁目355番地伊奈町役場内とする。

(所掌事務)

第4条 検討会議は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) ごみ処理広域化に係る関係市町のごみの分別に関すること。
- (2) ごみ処理広域化に係る関係市町のごみの収集に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、新施設のごみ処理に関し関係市町の長が必要と認めること。

(組織)

第5条 検討会議は、委員12人以内で組織する。

(委員)

第6条 検討会議の委員は、関係市町の長が協議して定める候補者について、伊奈町長がこれを選任する。

2 検討会議の委員に欠員を生じたときは、伊奈町長は、7日以内にその旨を上尾市長に通知するとともに、前項の例により当該検討会議の委員を選任するものとする。

(委員の任期)

第7条 検討会議の委員の任期は、第4条に規定する所掌事務が終了する日までとする。

(会長及び副会長)

第8条 検討会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、検討会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第9条 検討会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 検討会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 検討会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(検討会議の事務を補助する伊奈町の職員)

第10条 検討会議の事務を補助する伊奈町の職員の定数は、関係市町の長が協議して定めるものとする。

(負担金)

第11条 検討会議に要する経費に関する関係市町の負担金の額は、関係市町の長の協議により定めるものとする。

2 上尾市は、前項の規定による負担金を、伊奈町に交付しなければならない。

3 前項の負担金の交付の時期については、関係市町の長の協議により定めるものとする。

(特定の事務に要する経費)

第12条 関係市町のうち、特定の市町が専ら当該市町のために検討会議をして特定の事務を管理し、及び執行させる場合においては、当該市町は、前条第1項の規定による負担金とは別に、これに要する経費を当該市町の予算に計上して支出するようにしなければならない。

(検討会議の事務の管理及び執行に関する条例、規則その他の規程)

第13条 検討会議の事務の管理及び執行に関する条例、規則その他の規程については、関係市町は、これを相互に調整するように努めなければならない。

(検討会議の委員の身分の取扱に関する条例、規則その他の規程)

第14条 伊奈町は、検討会議の委員の報酬、費用弁償の額及びその支給方法に関する条例、規則その他の規程を制定し、又は改廃する場合において

は、あらかじめ上尾市と協議しなければならない。

2 前項の規定による条例、規則その他の規程を、伊奈町が制定し、又は改廃したときは、上尾市長は、当該条例、規則その他の規程を公表しなければならない。

(検討会議の委員の懲戒処分等)

第15条 伊奈町長は、検討会議の委員の懲戒処分をするとき及びその退職につき承認を与える場合においては、あらかじめ上尾市長と協議しなければならない。

(庶務)

第16条 検討会議の庶務は、伊奈町において行う。

(補則)

第17条 この規約に定めるものを除くほか、検討会議の担任する事務に関し必要な事項は、関係市町の長が協議して定める。

附 則

この規約は、令和3年1月1日から施行する。

議案第 1 1 2 号

財産の取得について

下記のとおり端末充電保管庫を取得することについて、議決を求める。

令和 2 年 1 2 月 1 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

- 1 物品の数量 端末充電保管庫（小学校） 370台
- 2 取得の目的 G I G A スクール構想の実現に向けて導入する学習者用端末を収納するため。
- 3 取得の方法 条件付一般競争入札
- 4 取得価格 57,090,000円
- 5 契約の相手方 さいたま市北区宮原町2丁目85番地5
NECフィールドディング株式会社 埼玉支店

提案理由

端末充電保管庫を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年上尾市条例第7号）第3条の規定により、この案を提出する。

議案第 1 1 3 号

財産の取得について

下記のとおり端末充電保管庫を取得することについて、議決を求める。

令和 2 年 1 2 月 1 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

- 1 物品の数量 端末充電保管庫（中学校） 1 5 2 台
- 2 取得の目的 G I G A スクール構想の実現に向けて導入する学習者用端末を収納するため。
- 3 取得の方法 条件付一般競争入札
- 4 取得価格 2 2 , 2 4 2 , 0 0 0 円
- 5 契約の相手方 さいたま市北区宮原町 2 丁目 8 5 番地 5
N E C フィールディング株式会社 埼玉支店

提案理由

端末充電保管庫を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年上尾市条例第 7 号）第 3 条の規定により、この案を提出する。

議案第 1 1 4 号

公の施設の指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議決を求める。

令和 2 年 1 2 月 1 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
上尾市文化センター
- 2 指定管理者となる団体
あげお文化創造パートナーズ
代表団体 さいたま市北区吉野町 2 丁目 2 8 2 番地 3
株式会社埼玉新聞社
代表取締役 関 根 正 昌
構成団体 さいたま市浦和区岸町 7 丁目 1 2 番 4 号
株式会社サイオー
代表取締役 橋 本 一 憲
- 3 指定の期間
令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

提案理由

上尾市文化センターの管理に関し、指定管理者を指定したいので、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、この案を提出する。

議案第 1 1 5 号

公の施設の指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議決を求める。

令和 2 年 1 2 月 1 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
上尾市コミュニティセンター
- 2 指定管理者となる団体
上尾市大字菅谷 1 6 番地
公益財団法人上尾市地域振興公社
理事長 畠 山 稔
- 3 指定の期間
令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで

提案理由

上尾市コミュニティセンターの管理に関し、指定管理者を指定したいので、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、この案を提出する。

議案第 1 1 6 号

公の施設の指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議決を求める。

令和 2 年 1 2 月 1 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
イコス上尾
- 2 指定管理者となる団体
上尾市大字菅谷 1 6 番地
公益財団法人上尾市地域振興公社
理事長 畠 山 稔
- 3 指定の期間
令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

提案理由

イコス上尾の管理に関し、指定管理者を指定したいので、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、この案を提出する。

議案第 1 1 7 号

公の施設の指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議決を求める。

令和 2 年 1 2 月 1 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
上尾市立養護老人ホーム恵和園
- 2 指定管理者となる団体
上尾市大字上野 5 6 7 番地
社会福祉法人彩光会
理事長 中 村 秀 夫
- 3 指定の期間
令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

提案理由

上尾市立養護老人ホーム恵和園の管理に関し、指定管理者を指定したいので、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、この案を提出する。

議案第 1 1 8 号

公の施設の指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議決を求める。

令和 2 年 1 2 月 1 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
上尾市老人福祉センターことぶき荘
- 2 指定管理者となる団体
上尾市大字平塚 7 2 4 番地
社会福祉法人上尾市社会福祉協議会
会長 畠 山 稔
- 3 指定の期間
令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

提案理由

上尾市老人福祉センターことぶき荘の管理に関し、指定管理者を指定したいので、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、この案を提出する。

議案第 1 1 9 号

公の施設の指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議決を求める。

令和 2 年 1 2 月 1 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
上尾市身体障害者福祉センターふれあいハウス
- 2 指定管理者となる団体
上尾市大字平塚 7 2 4 番地
社会福祉法人上尾市社会福祉協議会
会長 畠 山 稔
- 3 指定の期間
令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

提案理由

上尾市身体障害者福祉センターふれあいハウスの管理に関し、指定管理者を指定したいので、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、この案を提出する。

議案第 120 号

公の施設の指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議決を求める。

令和 2 年 12 月 1 日提出

上尾市長 畠山稔

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
上尾市障害福祉サービス事業所かしの木園
- 2 指定管理者となる団体
上尾市大字平塚 724 番地
社会福祉法人上尾市社会福祉協議会
会長 畠山 稔
- 3 指定の期間
令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

提案理由

上尾市障害福祉サービス事業所かしの木園の管理に関し、指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、この案を提出する。

議案第 1 2 1 号

公の施設の指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議決を求める。

令和 2 年 1 2 月 1 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

(1) 上尾伊奈斎場つつじ苑

(2) 瓦葺ふれあい広場

2 指定管理者となる団体

上尾市大字菅谷 1 6 番地

公益財団法人上尾市地域振興公社

理事長 畠 山 稔

3 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

提案理由

上尾伊奈斎場つつじ苑及び瓦葺ふれあい広場の管理に関し、指定管理者を指定したいので、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、この案を提出する。

議案第 1 2 2 号

公の施設の指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議決を求める。

令和 2 年 1 2 月 1 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

- (1) 上尾丸山公園
- (2) 上尾市自然学習館
- (3) 上尾市バーベキュー場

2 指定管理者となる団体

上尾市大字菅谷 1 6 番地
公益財団法人上尾市地域振興公社
理事長 畠 山 稔

3 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

提案理由

上尾丸山公園、上尾市自然学習館及び上尾市バーベキュー場の管理に関し、指定管理者を指定したいので、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、この案を提出する。

議案第 1 2 3 号

公の施設の指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議決を求める。

令和 2 年 1 2 月 1 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
別紙のとおり
- 2 指定管理者となる団体
上尾市大字菅谷 1 6 番地
公益財団法人上尾市地域振興公社
理事長 畠 山 稔
- 3 指定の期間
令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

提案理由

都市公園（上尾丸山公園及び戸崎公園を除く。）の管理に関し、指定管理者を指定したいので、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、この案を提出する。

別紙

番号	都市公園の名称	位置
1	上平公園	上尾市大字菅谷16番外
2	平塚公園	上尾市大字平塚1212番1外
3	浅間台大公園	上尾市浅間台三丁目35番
4	鴨川中央公園	上尾市中妻五丁目33番
5	ゆりが丘公園	上尾市向山四丁目15番
6	こどもの城公園	上尾市大字今泉271番2外
7	小泉氷川山公園	上尾市小泉八丁目1番
8	鴨川緑道	上尾市井戸木四丁目外
9	浅間台第一公園	上尾市浅間台一丁目10番
10	浅間台第二公園	上尾市浅間台二丁目6番
11	浅間台第三公園	上尾市浅間台三丁目13番
12	浅間台第四公園	上尾市浅間台四丁目13番
13	中妻第一公園	上尾市中妻一丁目4番
14	中妻第二公園	上尾市中妻二丁目14番
15	錦町中央公園	上尾市錦町7番7
16	錦町西公園	上尾市錦町11番1
17	緑丘公園	上尾市緑丘五丁目15番3
18	春日第一公園	上尾市春日一丁目42番
19	春日第二公園	上尾市春日二丁目4番
20	春日第三公園	上尾市春日二丁目19番
21	小泉中央公園	上尾市大字小泉35番141
22	集いの公園	上尾市大字小泉6番99
23	宮山公園	上尾市大字小泉378番22
24	五番町第一公園	上尾市五番町20番
25	五番町第二公園	上尾市五番町8番1
26	下芝公園	上尾市中分一丁目19番1
27	大久保公園	上尾市中分一丁目8番1
28	東公園	上尾市井戸木二丁目12番
29	かえで公園	上尾市中妻五丁目13番
30	宮前公園	上尾市中妻三丁目16番

3 1	水神公園	上尾市泉台一丁目 5 番
3 2	梅田公園	上尾市泉台二丁目 9 番
3 3	井戸木公園	上尾市井戸木四丁目 3 5 番
3 4	山王公園	上尾市井戸木一丁目 1 2 番
3 5	新田公園	上尾市井戸木二丁目 4 2 番
3 6	地藏公園	上尾市井戸木三丁目 1 2 番
3 7	おさらぎ公園	上尾市泉台三丁目 8 番
3 8	藤見公園	上尾市泉台三丁目 1 2 番
3 9	かわらぶき公園	上尾市大字瓦葺 2 2 5 3 番外
4 0	どんぐり山公園	上尾市小泉一丁目 6 番
4 1	こぶし公園	上尾市今泉一丁目 3 2 番
4 2	和泉公園	上尾市今泉一丁目 2 4 番
4 3	けやき公園	上尾市今泉一丁目 5 番 1 外
4 4	美原公園	上尾市錦町 3 6 番 1
4 5	むじなや公園	上尾市大字瓦葺 1 5 2 5 番 5 外
4 6	あじさい公園	上尾市川一丁目 4 番
4 7	さくら公園	上尾市向山三丁目 4 2 番
4 8	もみじ公園	上尾市向山一丁目 2 0 番
4 9	さつき公園	上尾市向山一丁目 4 2 番 2
5 0	ならのき公園	上尾市向山二丁目 4 2 番
5 1	原市駅前公園	上尾市原市中三丁目 4 番
5 2	白山公園	上尾市大字原市 3 9 5 0 番 1 外
5 3	西宮下公園	上尾市西宮下四丁目 2 3 7 番 1 外
5 4	神明公園	上尾市小泉三丁目 1 4 番
5 5	栄町公園	上尾市栄町 4 7 番 4 外
5 6	くるみ公園	上尾市西宮下二丁目 4 2 9 番
5 7	つかはら公園	上尾市大字平塚 3 0 7 3 番
5 8	つばき公園	上尾市大字平塚 3 0 0 9 番
5 9	白樺公園	上尾市大字原市 3 2 3 3 番 1 2 9
6 0	原市台公園	上尾市大字原市 1 7 9 5 番外
6 1	西宮下第 2 公園	上尾市西宮下四丁目 3 8 0 番 1 6
6 2	三井 B 地区公園	上尾市大字小敷谷 9 1 9 番 4 5

6 3	原市 1 番耕地公園	上尾市大字原市 3 番 1 8
6 4	山の下公園	上尾市二ツ宮 1 1 4 1 番 5
6 5	新梨子公園	上尾市大字上 6 8 6 番 5
6 6	緑丘一丁目公園	上尾市緑丘一丁目 4 5 5 番 5 4
6 7	二ツ宮前公園	上尾市二ツ宮 7 1 3 番 1 9
6 8	陣屋公園	上尾市大字上尾下 6 9 9 番 3 3
6 9	原市 1 9 番耕地公園	上尾市大字原市 3 8 7 3 番 1 8
7 0	稻荷八ツ山公園	上尾市大字瓦葺 2 1 1 7 番 4 5 外
7 1	西宮下第 3 公園	上尾市西宮下二丁目 8 2 番 4
7 2	浅間台二丁目公園	上尾市浅間台二丁目 2 0 番 3 9
7 3	東団地第 1 公園	上尾市本町六丁目 4 1 3 番 4 外
7 4	東団地第 2 公園	上尾市本町六丁目 2 7 3 番 4 外
7 5	大砂公園	上尾市大字平塚 2 1 6 3 番 4
7 6	むじなや第 1 公園	上尾市大字瓦葺 1 4 9 9 番 4
7 7	むじなや第 2 公園	上尾市大字瓦葺 1 5 3 1 番 3 外
7 8	西通公園	上尾市大字小敷谷 1 0 6 9 番 2
7 9	谷津公園	上尾市谷津二丁目 1 2 3 番 7 8
8 0	三塚公園	上尾市大字上野 8 3 番 7 1
8 1	レック上尾公園	上尾市本町四丁目 7 7 7 番 6
8 2	東第 2 公園	上尾市井戸木一丁目 1 7 番 1
8 3	二ツ宮公園	上尾市二ツ宮 1 0 3 5 番 2 7
8 4	末広公園	上尾市大字瓦葺 2 1 8 4 番 2 5
8 5	原市 7 番耕地公園	上尾市大字原市 1 2 9 2 番 4
8 6	クレスト公園	上尾市大字上 2 1 3 番 5 外
8 7	春日一丁目公園	上尾市春日一丁目 6 番 2 外
8 8	ポニー公園	上尾市大字上 1 0 5 2 番 3
8 9	ソロの木公園	上尾市大字上 1 3 9 8 番 4
9 0	二ツ宮第 2 公園	上尾市二ツ宮 1 0 1 0 番 1 6
9 1	メイプル公園	上尾市大字小敷谷 8 5 8 番 5 0
9 2	地頭方公園	上尾市大字地頭方 4 2 1 番 9
9 3	向山けやき公園	上尾市大字向山 5 5 1 番 9 外
9 4	平塚小砂公園	上尾市大字平塚 2 0 0 4 番 5 6 外

9 5	原市台西公園	上尾市大字原市 1 7 9 0 番 1 0
9 6	谷津第 2 公園	上尾市谷津二丁目 1 8 5 番 5
9 7	愛宕一丁目広場	上尾市愛宕一丁目 2 8 6 番 3 0
9 8	尾山公園	上尾市大字瓦葺 2 8 3 4 番 4
9 9	原市 2 1 番耕地公園	上尾市大字原市 4 2 3 4 番 9 外
1 0 0	本町子供広場	上尾市本町三丁目 9 1 1 番 1
1 0 1	町谷公園	上尾市大字上 1 0 2 番 3 8 外
1 0 2	中妻四丁目公園	上尾市中妻四丁目 3 番 1 9 外
1 0 3	西原公園	上尾市大字瓦葺 1 2 4 8 番 3 2
1 0 4	原市マンション公園	上尾市大字原市 1 2 7 9 番 2
1 0 5	二ツ宮前第 2 公園	上尾市二ツ宮 7 9 5 番 3 7
1 0 6	花水木公園	上尾市大字上 1 0 3 0 番 9 外
1 0 7	秩父山公園	上尾市大字瓦葺 6 6 2 番 2 7
1 0 8	西宮下三丁目公園	上尾市西宮下三丁目 2 4 1 番 6 5
1 0 9	緑隣館緑地	上尾市愛宕一丁目 2 0 8 番 8 外
1 1 0	東町二丁目公園	上尾市東町二丁目 1 5 1 7 番 1 6
1 1 1	原市 2 番耕地公園	上尾市大字原市 2 6 3 番 5 0
1 1 2	愛宕一丁目緑地	上尾市愛宕一丁目 2 9 0 番 7 外
1 1 3	柏座一丁目東公園	上尾市柏座一丁目 6 6 1 番 1 5
1 1 4	柏座一丁目西公園	上尾市柏座一丁目 4 4 5 番 6 9 外
1 1 5	大谷本郷東公園	上尾市大字大谷本郷 1 0 4 番 5
1 1 6	愛宕一丁目南緑地	上尾市愛宕一丁目 2 0 0 番 1 8 外
1 1 7	愛宕一丁目北緑地	上尾市愛宕一丁目 2 1 7 番 1 9 外
1 1 8	原市沼南駅イチョウ公園	上尾市大字原市 1 8 6 5 番 3 3
1 1 9	みずき公園	上尾市向山一丁目 4 番
1 2 0	こうしん山公園	上尾市上平中央三丁目 4 番
1 2 1	なかはら公園	上尾市上平中央二丁目 4 番
1 2 2	あぜよし公園	上尾市大字畔吉 1 2 5 0 番 1
1 2 3	やまの下公園	上尾市上平中央一丁目 3 番
1 2 4	町谷第一公園	上尾市大字上 1 7 番 1 3
1 2 5	ぼうの下公園	上尾市上平中央一丁目 2 5 番
1 2 6	原新町北公園	上尾市原新町 2 4 番 4

1 2 7	前原公園	上尾市大字瓦葺 3 2 1 5 番
1 2 8	沼南公園	上尾市原市北一丁目 4 番
1 2 9	天神公園	上尾市小泉九丁目 1 2 番
1 3 0	稲荷公園	上尾市原市中一丁目 4 番 2
1 3 1	原新町南公園	上尾市原新町 4 番 6
1 3 2	原市台南公園	上尾市大字原市 2 1 4 7 番
1 3 3	フィーリア公園	上尾市柏座三丁目 5 0 0 番 1 2
1 3 4	長久公園	上尾市原市北一丁目 2 4 番 1 外
1 3 5	べにばな公園	上尾市上平中央三丁目 4 2 番
1 3 6	ひばり山公園	上尾市小泉五丁目 9 番
1 3 7	ちびっこパーク	上尾市壺丁目南 2 1 番 1
1 3 8	フィットネスパーク	上尾市壺丁目西 1 6 番 1
1 3 9	どんぐり公園	上尾市壺丁目東 1 7 番 1
1 4 0	グランドゴルフパーク	上尾市壺丁目南 2 9 番 1
1 4 1	ボールパーク	上尾市壺丁目西 4 番 1
1 4 2	アスレチックパーク	上尾市壺丁目東 4 番 1
1 4 3	モミノキ公園	上尾市壺丁目北 4 番 1

諮問第3号

人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求
める。

令和2年12月1日提出

上尾市長 畠山 稔

記

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

太 幡 和 子

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

提案理由

人権擁護委員太幡和子氏の任期は、令和3年3月31日で満了となるが、
同氏を再び人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法
第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

諮問第4号

人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求
める。

令和2年12月1日提出

上尾市長 畠山 稔

記

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

吉澤 章子

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

提案理由

人権擁護委員吉澤章子氏の任期は、令和3年3月31日で満了となるが、
同氏を再び人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法
第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

